



## アイアイ今治キッチンカーPR事業業務委託仕様書

### 1 件名

アイアイ今治キッチンカーPR事業業務委託

### 2 委託期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

### 3 事業目的

キッチンカーを活用し今治産食材を用いた軽食、今治名物料理や今治産品を販売する等アイアイ今治キャンペーンを実施します。アイアイ今治キャンペーンとは、

- (1) インナーブランディングとして、今治の魅力の再発見と地産地消を推進
- (2) アウターブランディングとして、今治市への誘客をし、今治産品の販路拡大と新たな今治ファンの獲得につなげるもの。

### 4 業務内容

本業務の受託者は、以下の内容に従って業務を遂行してください。ただし、具体的な実施内容については、提案のあった内容を基に今治ブランド戦略会議事務局と協議の上、決定するものとします。

#### (1) 車両（ラッピングカー）の調達・整備（1台）

保有（新たに取得、借り受ける場合を含む。）する軽四輪車以上の排気量の車両にラッピングを施してください。

車両（以下「ラッピングカー」という。）には、営業上必要な架装・改造を行うとともに、全面（前後左右上面）にラッピングを施し、「アイアイ今治」のロゴマークをいずれかにあしらったデザインにしてください。

物販等に必要販売用パネルも作製してください。販売用パネルにも、「アイアイ今治」のロゴマークを施してください。デザインについては、今治ブランド戦略会議事務局と協議の上、決定します。

事業終了後、ラッピングカーのラッピングについては、原則として原状回復していただきますが、受託者が今治のPRに資する活動に用いる場合は、今治ブランド戦略会議事務局と協議の上継続利用も可能とします。

ポスターやパンフレット等のPRグッズは今治ブランド戦略会議事務局が提供するほか、必要なものについては、受託者が購入等を行ってください。

#### (2) イベント参加

月2回以上は、県内のキッチンカー又は物販イベントに参加してください。加えて年2回以



上県外イベントにも出店してください。

委託事業の対象となる出店イベントは、提案を基に市と実施事業者で協議のうえ決定します。これ以外にも自主事業として積極的なラッピングカーの活用をお願いします。

キッチンカーとして利用する場合は、今治名物料理又は今治産品を主として利用した飲食物を提供するとともに、料理経験または加工等の経験を有する者を1名以上配置してください（有資格者が必要な場合は、資格を有するものでなければなりません）。

運営に際し必要な保健衛生上の対策や災害対策等のリスク管理を行ってください。

イベント参加の申込みや保健所等への届出等は受託者において行ってください。

物販イベントに参加する場合は、今治タオル・今治銘菓等今治産品を販売してください。販売物の調達は、受託者にて行ってください。

市外での活動時には今治産品のPRに努めると共に、今治ファン「IMABARIST」の登録者数増加に努めてください。

売上については、受託者の収入とします。

### (3) 災害支援

地震等の大規模災害が発生した場合、避難所等でのキッチンカーによる食事の提供に、協力をお願いする場合があります。

### (4) その他

上記業務にかかるトラブルが発生した場合には、速やかに対応できる体制をとってください。

上記業務は最低限の仕様です。これを超える追加提案などの企画提案を受け、別途協議の上、決定します。また、契約後、当該業務の目的に沿うものであって、双方が効果的と判断した場合には、業務内容を予算の範囲内で変更する場合があります。

## 5 報告書の提出

(1) 車両整備完了後と、毎月の報告について、「実績報告書」を作成し提出後、今治ブランド戦略会議事務局の検査を受けてください。

(2) 今治ブランド戦略会議事務局は、必要がある場合は、受託者に対して委託業務の処理状況について調査し、または報告を求める場合があります。

## 6 再委託の可否

受託者は、業務の一部を第三者に再委託することができます。その場合は、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、今治ブランド戦略会議事務局の承諾を得なければなりません。

## 7 秘密保持

(1) 本業務に関し、受託者が今治ブランド戦略会議事務局から受領または閲覧した資料等は、今



治ブランド戦略会議事務局の了解なく公表又は使用してはなりません。

(2) 受託者は、本業務で知り得た業務上の秘密を保持しなければなりません。

## 8 個人情報の保護

個人情報の保護及び取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守しなければなりません。

なお、個人情報の保護の取扱いに疑義がある場合は、今治ブランド戦略会議事務局に協議してください。

## 9 著作物に関する使用許可

本業務を実施するに当たって使用する資料等の著作権等の権利については、受託者において使用許可等を得てください。

## 10 費用内訳

車両調達・整備費用	①車両ラッピング施工料（原状回復費用含む）	
	②物販用パネル	180cm×90cmパネル
キッチンカーの運営費用	①キッチンカー維持管理費	
	②イベント出店手数料（県内）	
	③イベント出店手数料（県外）	

※有料道路の使用について、県内の場合は有料道路を使用しないと出店できない場合に限りです。

## 11 支払いの時期

車両調達・整備費用については、整備完了後支払うこととします。運営費用は車両維持管理費（定額）と、イベント出店料を1月分合わせて翌月に支払うこととします。

## 12 その他

- (1) 業務の実施にあたっては、今治ブランド戦略会議事務局と協議を重ねながら実施してください。
- (2) この業務仕様書に定めのない事項については、必要に応じて今治ブランド戦略会議事務局と協議の上処理するものとします。